

(許可の基準)

屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

1. 許可等を受けようとする土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
2. 堆積の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。